

横浜市におけるアスベスト対策について

1 令和 5 年度に実施したアスベスト対策

(1) 公共施設の対策状況

ア 吹付けアスベスト等について

〔各施設所管課〕

アスベスト含有吹付け材が使用されている施設は、20 施設残っています。このうち「囲い込み状態にある施設」、「当面对策を要しない施設」については、浮遊量測定を実施するなど、適切に維持管理を行いました。なお、施設改修時に合わせて対策を実施することとしております。（実態調査後に、改修工事等によりアスベストの使用が判明した施設も同様）

アスベスト含有吹付け材残存施設

令和 6 年 4 月 1 日現在

吹付け材残存施設	20
飛散防止対策（封じ込め、囲い込み）済み施設	6
囲い込み状態にある施設	8
当面对策を要しない施設	4
閉鎖し使用しない施設	2

イ アスベスト含有保温材等について

〔各施設所管課〕

総務省からの地方自治体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況調査の要請（平成 28 年 5 月 13 日）をはじめ、各省庁からの要請を受け、平成 28 年度から本市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況について目視等により調査し、劣化、損傷のみられる保温材等には適切な処置を施しています。また、目視で確認できない煙突についても、調査を実施しています。

次表は、本市所有施設におけるアスベスト含有保温材等および煙突用断熱材の調査結果（学校施設は除く）です。

アスベスト含有保温材等の調査結果（学校施設を除く）

令和 6 年 4 月 1 日現在

全施設数	2615
アスベストの使用がない施設	693
アスベストばく露のおそれがない施設	1922
対策未了施設	0

アスベスト含有煙突用断熱材の調査結果（学校施設を除く）

令和6年4月1日現在

アスベストを使用している又は使用の有無が不明な煙突	158
アスベストばく露のおそれなし	158
アスベストばく露のおそれあり	0

なお、学校施設については、文部科学省の通知に基づき対応しています。

(2) 民間施設の調査、対策

ア 国土交通省関連の対応

〔建築局〕

国土交通省の調査に基づき、本市が所管する民間施設の吹付けアスベスト等の使用実態調査をしています。建物所有者等に対し、含有調査を行い適切な措置等を施すよう指導しています。

イ 厚生労働省関連の対応

〔医療局、健康福祉局、こども青少年局〕

厚生労働省の調査に基づき、本市が所管する民間施設の建物所有者等に対し、含有調査を行い適切な措置等を施すよう指導しています。

(3) 市民・民間事業者への支援

ア 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

〔建築局〕

多数の市民が利用する民間建築物に対して、アスベスト含有調査を無料で実施しています。また、吹付けアスベスト等の除去等工事を行う場合、建築物所有者にその要する費用の一部を補助しています。令和5年度の申請件数は16件でした。（含有調査者派遣：16件 除去等工事：0件）

イ 石綿健康被害者の救済給付にかかる申請・健康相談

〔健康福祉局〕

市民等からの石綿健康被害の救済に関する申請書類を受付し、窓口である独立行政法人環境再生保全機構に進達しました。令和5年度の進達件数は4件でした。

また、申請に関する問い合わせ、申請者本人及びその家族の健康相談、他相談機関の案内等を行いました。令和5年度の実績は55件でした。

(4) 工事及び廃棄物処理に対する指導

ア 大気汚染防止法等に基づく届出・指導

〔みどり環境局〕

大気汚染防止法に基づく石綿を含有する吹付け材、断熱材、保温材などのレベル1, 2 建材及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づ

く一部のレベル3建材の除去等に当たって届出を受け付け、また、大気汚染防止法に基づく石綿事前調査結果の報告を受けました。

届出件数 250件 報告件数 25,775件 (R5.4~R6.3)

届出された工事については、大規模な解体等工事などを優先的に立入検査を実施し、届出内容に基づいて飛散防止措置が行われているかを確認しました。

立入件数 49件 (R5.4~R6.3)

届出の対象外となる除去等の工事についても、建設リサイクル法の届出及び石綿事前調査結果報告の情報等を基に、立入検査を実施して、作業基準を遵守して作業をするよう指導しました。

立入件数 175件 (R5.4~R6.3)

また、令和5年度からは、建設リサイクル法や事前調査結果報告等の事前情報のない解体等工事現場での法令遵守状況の確認及び制度の周知・指導を実施する目的で、市内を巡回して発見した解体等工事現場の立入検査(石綿パトロール)を行いました。

立入件数 74件 (R5.4~R6.3)

イ 建設リサイクル法に基づく届出

〔資源循環局事業系廃棄物対策課〕

床面積が80m²以上の解体工事について、法令に基づく届出を受け付けました。

届出件数 5,472件 (R5.4~R6.3)

ウ 建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく届出

〔資源循環局事業系廃棄物対策課〕

床面積が80m²未満の解体工事について要綱に基づき、届出を受け付けました。

届出件数 1,367件 (R5.4~R6.3)

エ 建設リサイクル法、建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく立入調査

〔資源循環局事業系廃棄物対策課〕

建設リサイクル法、要綱に基づき、解体工事の立入調査を行いました。

立入件数 193件 (R5.4~R6.3)

オ 廃棄物処理施設への指導等

〔資源循環局〕

アスベスト含有建材の分析調査や、民間処分場周辺における大気環境調査等を実施しました。

建材分析4検体 大気環境調査4検体 (R5.4~R6.3)

また、市内中小企業者や公共工事で発生する非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を推進するため、南本牧最終処分場での非飛散性廃棄物の受入を実施しています。

(5) アスベストの分析（本市直営による分析）

〔みどり環境局〕

ア 本市環境科学研究所において、解体工事現場などの材質検査及び周辺大気環境の調査を実施しました。

材質検査 7 検体 周辺環境大気 16 検体（R5.4～R6.3）

イ 平成 18 年度から、市内の一般大気環境中のアスベスト濃度を測定しています。令和 5 年度は、6 か所で年 2 回測定し、一般大気環境中のアスベスト濃度は、0.095 本/L 以下でした。

（WHO の環境保健クライテリアにおいて示されている世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度、1 本～10 本/L と比べて問題となるレベルではありませんでした。）

(6) アスベスト対策に関する広報等

- ・「大気汚染防止法」のアスベスト関係の規定の改正内容について、ホームページにより周知。
また、建設業やリフォーム業関連団体、大規模商業施設の管理事業者等に対して、有資格者による事前調査の義務化等を周知。
- ・横浜市生活環境の保全等に関する条例のアスベスト関係の規定の改正内容について、ホームページ及び YouTube で周知。
- ・吹付け建材が使用されている可能性のある建築物所有者に市の支援制度のリーフレットの配布を実施。
- ・アスベストを含有するバスマットやコースター等の珪藻土製品について、市のごみ収集には出さないよう、ホームページにより周知。

(7) 国への要望

- ・大都市環境保全主管局長会議において、事前調査及び解体等工事に係る除去等費用の助成措置など、アスベストの飛散防止対策を推進するための取組について国に提案を行いました。

<参考>市内のアスベスト専門外来受診者数

横浜労災病院：	235 名（R5.4～R6.3）
神奈川県立循環器呼吸器病センター：	37 名（R5.4～R6.3）

2 令和6年度 横浜市のアスベストに関する主な事業

(1) 石綿健康被害者の救済給付にかかる申請・健康相談

〔健康福祉局健康推進課〕

市民等からの石綿健康被害の救済に関する申請書類を受付し、窓口である独立行政法人環境再生保全機構に進達します。

また、申請に関する問い合わせ、申請者本人及びその家族の健康相談、他相談機関の案内等を行います。

(2) 大気環境の調査

〔みどり環境局環境科学研究所〕

一般大気中に含まれるアスベスト濃度を把握するため、市内6地点において、年2回(二期)測定し、市民への周知を図ります。

(3) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

〔建築局建築防災課〕

多数の市民が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているものについて、建築物所有者に対して費用の一部を補助します。

また、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるものについて、市がアスベスト含有調査を無料で実施します。

(4) アスベストの除去等の工事に対する指導

〔みどり環境局大気・音環境課〕

アスベストを含有する建材の除去等の工事に対して、適切なアスベストの飛散防止対策を講じるよう、法令に基づき指導します。

(5) アスベスト廃棄物対策の推進

〔資源循環局事業系廃棄物対策課〕

アスベスト廃棄物が適正に処理されるように、法令に基づき指導するとともに、材質の分析調査などを実施します。

材質検査4検体 (R5.4~R6.3)